

# 令和8（2026）年度 柏崎市バス旅行商品造成支援事業助成金募集要項

令和8（2026）年4月1日

柏崎観光誘客促進事業実行委員会

（事務局：柏崎市産業振興部商業観光課）

観光客の増加と地域経済の活性化を図るため、柏崎市を訪れるバスツアーに係る費用の一部を支援することにより、柏崎市への誘客を促進することを目的とし、令和8（2026）年度柏崎市バス旅行商品造成支援事業助成金（以下「助成金」という。）の内容やその交付の手順に関する事項を以下のとおり定めます。

## 1 対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている者、かつ、日本国内の事業者とします。

ただし、自己又は自社の役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者としてします。

## 2 対象期間

令和8（2026）年4月1日～令和9（2027）年3月31日

旅行実施時期	4月～8月	9月～12月	1月～3月
受付開始時期	3月23日※1	5月1日	8月1日

※1 先行受付。令和8(2026)年度当初予算の成立が前提です。交付申請・決定は、4月1日以降となります。

※2 予算に達した時点で受付終了または一時停止します。

## 3 要件・助成額等

(1) ツアー行程に係る助成金の要件及び単価は、以下のとおりです。ただし、有料施設、有料の見学又は体験等に要した費用と市内飲食店及び市内宿泊施設における飲食及び宿泊に要した費用の合計額が助成金額に満たない場合は、当該合計額を上限とします。

区分	要件（対象となるツアーの要件）	単価（定額）（※2）
必須要件	柏崎市内の観光スポット（体験等含む）を2か所以上利用。うち、1か所以上は有料施設、有料の見学又は体験等を伴うものとする。（※1） （1か所につき、滞在時間が30分以上であること。）	
選択要件 （いずれか1つ）	① 市内飲食店で1食以上	1,000円/人
	② 市内飲食店（宿泊利用する施設の食事は除く。）で2食以上	2,500円/人
	③ 市内宿泊施設を宿泊利用、かつ、市内飲食店（宿泊利用する施設の食事は除く。）で1食以上	4,000円/人
	①～③いずれも必須要件で利用する観光地、施設等との重複は不可とします。	
加算要件	旅行実施時期が4月～8月、1月～3月 ※ぎおん柏崎まつり海の大花火大会（7月26日）を観覧するツアーは対象外	2,000円/人

※1 観光スポットは、「かしわざき四季満喫の旅リーフレット」を参照。なお、ツアー企画・成約後、施設側の都合等のやむを得ない事由により1か所のみ訪れることとなった場合は、必須要件を満たしたものとみなすことができます。

※2 ぎおん柏崎まつり海の大花火大会を観覧するツアーの場合、選択要件の助成単価を上表の額の1/2とします。

(2) 貸切バスの運行に係る助成金の要件及び単価は、以下のとおりです。

区分	要件（対象となるツアーの要件）	金額（定額）
バス1台につき	貸切バスを利用したツアーで、1台当たりの乗車人数（乗務員、添乗員を除く）が15人以上のもの	1台につき20,000円

### (3) 助成に関する留意点

- ・ (1)の要件を満たす対象ツアーを催行しなかった場合は、本助成金を受給できません。
- ・ 対象ツアーを実施した場合において、「貸切バスを利用しない」又は「貸切バスの乗車人数が1台当たり15人に満たない」場合は、(1)の助成金に限り、受給することができます。
- ・ (2)の貸切バスの運行に係る助成金のみ申請は、できません。
- ・ 実績報告時、領収書その他の支出を証する書類の添付が必要です。
- ・ 1事業者につき、旅行実施時期別（4月～8月、9月～12月、1月～3月）の交付上限額は300,000円とします。
- ・ 同一の対象ツアーに対して、他の補助金または助成金等の交付を受けていないこととします。

## 4 複数旅行会社が連携する場合の助成金の取扱い

複数の旅行会社が連携して1つのツアーを企画する場合、その中の代表となる者が助成金を申請するものとします。なお、この場合において旅行会社間の助成金の配分及び取扱いは、その旅行会社間において協議・決定するものとします。

## 5 助成金の申請方法

### (1) 計画書（様式1）の提出（旅行会社 ⇒ 事務局）

旅行実施日の原則14日前までに、次の書類を添付して事務局に提出してください。

- ア 旅行行程の確認書類（食事場所、宿泊施設、特産品等販売施設、観光施設、商品販売価格等を明記した企画書等）
- イ その他、事務局が必要と認める書類

### (2) 計画書の受領通知（事務局 ⇒ 旅行会社）

速やかに計画書の内容を審査し、様式2により予算配分枠を通知します。

### (3) 計画書の変更・取消（旅行会社 ⇒ 事務局）

様式2による通知を受けた後、対象ツアーを中止・延期する場合や要件を満たさなくなった場合等、内容に変更が生じる場合（参加人数の減等、軽微な変更を除く。）は、速やかに事務局に御連絡ください。

### (4) 実績報告兼請求書（様式3）の提出（旅行会社 ⇒ 事務局）

ツアー実施後30日以内に、次の書類を添付して事務局に提出してください。

- ア 旅行行程の確認書類（(1)に添付したものと変更がなければ省略可）
- イ 実施日、参加人数を確認できる書類
- ウ 対象施設（観光施設、飲食店、宿泊施設等）を利用したことを証する書類（領収書等）
- エ 貸切バスの運行に係る助成金を受給する場合にあっては、運行に係る経費を証する書類（領収書等）
- オ その他事務局が必要と認める書類

### (5) 助成金の支払（事務局 ⇒ 旅行会社）

速やかに実績報告兼請求書の内容を審査し、15日以内に支払う予定です。

## 6 その他（柏崎市内旅行会社との連携）

柏崎に接点の少ない市外・県外の旅行会社のため、地元（柏崎市内）の旅行会社がコーディネート役を担う体制を用意しています。

（この場合、「4 複数旅行会社が連携する場合の助成金の取扱い」のとおりです。）

本助成金の活用を検討する場合、柏崎市内旅行会社との連携を検討する場合、いずれも以下の問合せ先に気軽に御連絡・御相談ください。

### <書類の提出方法・問合せ先>

提出方法	E-Mail（郵送・持参も可）
提出先・ 問合せ先	〒945-8511 新潟県柏崎市日石町2番1号 柏崎市産業振興部商業観光課（柏崎観光誘客促進事業実行委員会事務局） TEL：0257-21-2334 E-Mail：shogyo@city.kashiwazaki.lg.jp